

第 7 章

そ の 他

目 次

1	特定非営利活動促進法等に関するQ&A	7-1
2	法人設立の相談等について	7-8
	（1）相談窓口について	7-8
	（2）様式等の提供について	7-8
3	縦覧・閲覧等について	7-9
	（1）縦覧.....	7-9
	（2）閲覧・謄写.....	7-9
4	登記, 国税, 県税の問い合わせ先	7-10
	（1）登記に関する問い合わせ先	7-10
	（2）国税に関する問い合わせ先	7-10
	（3）県税に関する問い合わせ先	7-11
5	問い合わせ先.....	7-12

1 特定非営利活動促進法等に関するQ & A

ここでは、よく寄せられる質問について紹介します。詳しくは、連絡先まで、お問い合わせください。

Q1 NPOとボランティアの違いは何ですか？

どちらも営利を目的としない自発的な活動ですが、ボランティアは「人」に注目した言葉であって、NPOは「団体」に注目した言葉です。

また、ボランティアが活動に参加する側であるのに対して、NPOはボランティアの参加の場をつくる、参加を求める側であるという違いもあります。

Q2 NPOとNGOの違いは何ですか？

NPOは、継続的、自発的に社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体の総称です。「NPO法人」という場合には、特定非営利活動促進法に基づき法人格が付与された特定非営利活動法人を指すと解されますが、単に「NPO」という場合、法人格の有無は関係ありません。

他方、NGOは、国連の場で使われはじめた言葉であり、会議への参加などを通じて国連諸機関と協力関係にある政府以外の組織のことを政府代表と区別して呼称されたものであり、営利を目的としない民間団体の中でも、開発、人権、環境など地球規模の問題に取り組む団体であり、特にNPO法人との包含関係はありません。

もちろん、特定非営利活動促進法の要件さえ満たせば、いわゆるNGOであっても法人格が付与されます。また、どの法人制度を活用するかについては、団体の自主性に委ねられています。

Q3 「不特定かつ多数のものの利益」とは、どのようなことを意味しますか？

この法律でいう「不特定かつ多数のものの利益」とは、社会全般の利益を意味するもので、「公益」と同義語であると解されており受益者が特定されてはならないことを意味します。したがって、同窓会や会員のみを対象とする相互扶助的な活動など、構成員相互の利益（共益）を主たる目的とする活動は、特定非営利活動の要件には該当しないことになります。ただし、会員制の団体の場合については、会員となるための条件や会費の額などから「誰でも会員になれる」というものであり、一般の人が受益者となる上で実質上障害とならない程度であれば差し支えないと考えられます。

Q4 「営利を目的としない」とは、どのようなことを意味しますか？

「営利を目的としない」とは、剰余利益を構成員（社員）に分配しないことを意味します。物品の販売などの対価を得る事業であってもその事業からの利益を本来の目的である特定非営利活動に係る事業に充当し、団体内で分配しないのであれば、その事業の実施は禁止されません。

Q 5 対価を徴収する活動（例えば、有償ボランティア）は特定非営利活動に当たらないのですか？

特定非営利活動の定義（法第2条第1項）には、対価を徴収してはならないとする規定はありませんので、対価を徴収したことのみをもって特定非営利活動に当たらないとはいえません。

いわゆる有償ボランティアは、多くの場合、受益者の精神的な負担の軽減や事業の継続性等の点から受益者に実費等を負担してもらっているものですので、特定非営利活動に該当する可能性は十分あると考えられます。

しかし、特定非営利活動は、あくまで「不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与」することが目的（法第2条第1項）ですので、その対価があまりに高い場合には、特定非営利活動とはみなされない場合もあり得るでしょう。

Q 6 特定非営利活動法人を設立するには、活動実績や資産は必要ですか？

活動実績や資産の額についての要件はなく、資産がなくても設立することは可能です。

したがって、新たに事業を行おうとして設立する団体でも、特定非営利活動促進法で定める要件を満たし、認証を受ければ法人格を取得することができます。

Q 7 NPO法人になるためには登記が必要とされていますが、認証と登記の関係はどのようになっているのですか？

特定非営利活動法人は、所轄庁の認証を受けただけでは、法人として成立したことになりません。認証された後、法令に基づいて登記してはじめて特定非営利活動法人として成立します。これは、登記が法人の成立要件であるためです。

また、登記が完了したときは、遅滞無く登記簿謄本を添付した届出書を所轄庁に提出する必要があるが、6月経過後も登記がされない場合、所轄庁にて認証を取り消すことができます。

Q 8 認証の法的性質とは何ですか？NPO法人は、所轄庁からいわゆる「お墨付き」を得たものではないのですか？

「認証」とは、ある行為が法令に適合しているのかどうかということを審査し確認をしてその判断を表示する行為として一般的に使用されているものです。

NPO法では、設立要件の判断において所轄庁の裁量の余地は極めて限定されており、法第12条に規定する設立要件に適合すると認めるときは、認証しなければならないとされています。また、その確認手段も実態審査ではなく「書面審査」によって行うことが原則とされています。

したがって、認証されたからといって、所轄庁がその団体の活動についていわゆる「お墨付き」を与えたわけではありません。公開された情報などをもとにして、団体がどの程度信用できるかを市民一人ひとりが判断することが求められています。

Q 9 任意団体時の財産を新法人に引き継ぐことは可能ですか？

任意団体の残余財産を、その団体の構成員の総意によって新しく設立する特定非営利活動法人に寄附することは可能です。この場合、新しく設立される法人は、従来の任意団体とは法律上は別個の組織であり、任意団体時の残余財産はあくまでも「寄附」の形で移転されることになります。

Q10 個人の住宅を事務所とすることは可能ですか？

個人の住宅であっても、「事業活動の中心である一定の場所をいい、一般的に法人の代表権、少なくともある範囲内の独立の決定権を有する責任者の所在する場所であり、かつ、その場所で継続的に業務が行われる」場所であれば、事務所とすることは可能です。ボランティア団体等の場合は、専用の事務所を確保することが難しく、役員の自宅を事務所とする例も多いと考えられます。

Q11 「その他の事業」であれば、どのような事業を行ってもよいのですか？

「その他の事業」は、特定非営利活動に係る事業に支障がない範囲内で行うことができるとされています（法第5条第1項）。したがって、法人が社会的信用を損なうような事業や、将来、法人に対して損害を与える危険が高いような事業は、本来の目的である特定非営利活動に支障が生じると考えられますので適当とはいえないでしょう。

Q12 設立後に社員が10人を下回ったときは、その法人は自動的に法人でなくなるのですか？

いったん法人として設立されれば、設立後に社員が10人を下回ったことのみをもって、特定非営利活動法人が自動的にその法人格を失うことはありません。しかし、「10人以上の社員を有すること」という要件（法第12条第1項第4号）は、法人設立時のみならず、設立後も維持することが必要ですので、この要件を満たさない団体は早急に社員が10人以上となるように補充しなくてはなりません。

社員が10人に満たない法人に対しては、所轄庁は改善命令（法第42条）を発し、さらには、設立の認証を取り消す（法第43条）ことも可能です。なお、社員が一人もいなくなった場合は、法第31条第1項に列挙された解散事由の一つである「社員の欠亡」に該当しますので、特定非営利活動法人は自動的に解散することになります。

Q13 社員資格の得喪に関する「不当な条件」とは、どういう場合ですか？

特定非営利活動法人は、「社員の資格の得喪に関して、不当な条件を付さないこと」（法第2条第2項第1号イ）とされています。この要件は、特定非営利活動法人が、「市民が行う」（法第1条）特定非営利活動を主たる目的とする団体であるので、その構成員についても閉鎖的でなく、一般の人が誰でも入れるようにすることが基本であることを示しています。

したがって、特定非営利活動法人は、原則として、誰でも社員すなわち正規のメンバーになれなくてはなりません。ただし、特定非営利活動法人の活動から見て、どうしてもメンバーを一定の条件で限定せざるを得ないという「正当な理由」があれば、そのような制限のすべてが禁じられるものではありません。

Q14 社員として支払わなければならない会費の額は、どの水準であれば「不当な条件」に当たらないのですか？

社員として要求される会費が、低廉であり、一般の人が容易に支払える水準のものであれば不当な条件ではありません。しかし、具体的な事例の判断に際しては、本法の対象となる団体は多様なものが考えられるので、所轄庁がその基準を一律にいくらと定めることは難しいでしょう。

Q 15 役員就任に関する親族等の制限はどうなっていますか？

特定非営利活動促進法には、特定非営利活動法人が私物化されることを防ぐために、役員に親族が含まれることを制限する規定があります(法第21条)。

具体的には、役員総数(理事及び監事の合計数)が6人以上の場合は、本人以外に、配偶者若しくは3親等以内の親族が、1人までは役員になることができる、つまり、本人と合わせると2人までは役員になれます。しかし、役員総数が5人以下の場合は、本人以外には、配偶者若しくは3親等以内の親族は1人も役員になれません。

これらの規定に違反する状態になった場合は、その役員を辞任させるなど早急に是正措置を講じる必要がありますが、違反状態となったことをもって直ちにその者が役員でなくなるわけではありません。

なお、3親等以内の親族とは、次のとおりです。その際、配偶者の親族も、本人の親族と同様に扱われます。

1 親等…父母, 子

2 親等…祖父母, 孫, 兄弟姉妹

3 親等…曾祖父母, 曾孫, おじ・おば, おい・めい

※手引き1-6の図参照

Q 16 外国人, 公務員, 未成年者等は理事になることができますか？

これらの者は、いずれも理事になることは可能です。しかし、いずれの者についても、役員
の欠格事由に該当してはなりませんし、「住所又は居所を証する書面」として条例で定め
る書面等を提出しなくてはなりませんので、これらの要件を満たすことが前提となります。

また、公務員については、公務員として職務に専念する義務(国家公務員法第101条, 地方
公務員法第35条)があり、この義務に反するような責任を担うことはできませんので、理事に
就任する場合は、あらかじめ勤務先に確認した方がよいでしょう。さらに未成年者も、理事に
なることは可能ですが、未成年者が法律行為をする場合には法定代理人の同意を得る必要があ
ります。

Q 17 役員について、「理事」を「評議員」と称することができますか？

法律上の理事を対内的にどのような名称で呼んでも差し支えありませんが、その場合は、法
律上の理事との関係を定款上明らかに記載しておく必要があります。なお、いかなる名称を定
款で定めても、登記の際は「理事」としてしか登記できません。

Q 18 役員として、特別顧問・顧問を定めることはできますか？

特定非営利活動法人の役員は、理事と監事の2種のみです。しかし、法律上の役員としてで
はなく、法人の任意の機関として、総会や理事・監事等の権限を侵さない限り顧問などの名称
の機関を置くことは禁止されていません。また、組織の内部で、理事を評議員等の他の名称で
呼ぶことについても、特段の制限はありません。

Q19 負債が発生し、解散を余儀なくされるとき、理事、監事それぞれの個人責任の範囲についてはどう考えればよいのですか？

理事は、法律上は特定非営利活動法人から一種の委任を受けて業務を執行する機関であると考えられます。このため、理事は「善良な管理者としての事務を処理する義務」がありますし、また、特定非営利活動法人の利益のためにのみ活動することも求められます。

したがって、理事が、これらの義務に反して法人に損害が生じた場合は、理事は法人に対してその損害を賠償する義務があります。また、法人が目的の範囲にない行為を行い他人に損害を与えた場合は、その事項に賛成した社員と理事及びその行為を行った理事は、連帯して賠償する責任があります(法第8条において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第78条)。

さらに、理事が特定非営利活動法人の債務超過を知らず破産の申立てをしなかったために法人の債権者に損害を与えた場合は、その理事は、債権者に対して損害賠償の責任を負うこととなります。

このように、理事には、その行為について大きな個人的責任を負うこととなりますので、理事を引き受ける人はそのことを十分承知しておくことが必要です。また、監事は、理事の業務執行の状況を監査することなどを行う機関ですので、その責務を怠り法人に損害が生じれば、監事も法人にその損害を賠償する責任が生じることとなります。

Q20 代表権のない理事が法人の名において行った行為について、法人は責任を負わなければなりませんか？

理事の代表権は、定款で制限することができます。代表権を定款で制限し、登記した場合に限り、代表権のない理事が法人の名において行った行為について、法人は原則としてその責任を負う必要はありません。

なお、定款で代表権を制限せず、理事全員を登記している場合は、すべての理事に代表権があります。その場合、法人は原則として、その責任を負わなければなりません。

Q21 役員の選任・解任はどのような方法で行うべきですか？

理事は、法人の業務を執行し、対外的にはその法人を代表します。また、監事は、理事の業務執行を監督する役割を担っています。このように、理事及び監事は、社員に対する重要な役割を担い、その法人の活動の成果も、役員の活躍に依存しているといってもよいと考えられます。したがって、役員の選任は、社員の総意に基づいて行われることが望ましく、基本的には総会で選任される、あるいは総会でその者を理事にすることを承認を得るべきであると考えられます。

Q22 理事が事務局の職員を兼務し、職員として労働の対価を受け取った場合に、その対価は役員報酬と見なされますか。

特定非営利活動促進法においては、特定非営利活動法人の役員のうち報酬を受ける者の数を、役員総数の3分の1以下に制限していますが、ここで問題としている報酬は、あくまでも役員としての報酬ですので、職員に労働の対価として支給した給料は、役員報酬には当たらないと考えられます。

Q 2 3 法人の事務について、すべて理事会で決定することができますか？

特定非営利活動法人の事務は、定款をもって理事その他の役員に委任したものを除くほか、すべてについて総会の決議によって行うこととされています。したがって、理事会等に委任していない事項については、すべて総会の議決事項となります。

なお、定款の変更、解散及び合併については法律上、総会で議決することが規定されており、理事会等に委任することは認められません。また、法律は毎年1回通常総会の開催を義務づけており、総会の機能が理事の業務執行を監督するとともに重要な事項について決議することにあることを考慮すれば、例えば、役員を選任・解任、事業計画、活動予算、事業報告、活動決算などは、その法人の基本的運営を左右するものとして、総会での議決にふさわしい事項であると考えられます。

Q 2 4 定款には将来的に行う予定の事業についても記載できますか？

法人は、法令の規定に従って定款により定まった目的の範囲内において権利を有し、義務を負うとされています。このように、定款の目的は、対外的に事業内容を示すという重要な意味を持っていますので、いつ実施するのかわかりしないような事業を定款に記載することは適当ではないでしょう。しかし、その事業の実施が予定されている場合は、法人設立直後には実施しない場合でも、定款に記載しておくことも差し支えないと考えられます。

Q 2 5 掲示板のみで公告することは認められないのですか？

公告は、法人の一定の行為によって第三者の利益を侵害する恐れがある場合に、法人が承知していない第三者に対してもそのような行為が行われることを知らせ、その者の権利を保護するために行われるものです。

法人が解散した場合、解散した法人が破産手続開始の申立てを行った場合の公告については、官報に掲載して行うことが必要です。

Q 2 6 残余財産の帰属先を定めるに際しては、相手先の同意が必要ですか？

定款に残余財産の帰属先を定めるに当たっては、相手方の同意は必要ありません。また、ある特定非営利活動法人の定款に残余財産の帰属先と定められたからといって、その者に残余財産を引き取る義務はありませんので、引き取りを希望しなければその時点で帰属を拒否することは可能です。

Q 2 7 NPOへの助成金に関する情報はどのようにして得られますか？

県共生・協働センターホームページの「助成金情報」に掲載しています。また、「助成団体要覧－民間助成金ガイド－」（公益財団法人助成財団センター刊）など財団等の助成事業のデータを収録した冊子が一般に販売されています。そのほかにも、東京ボランティア・市民活動センター（東京都社会福祉協議会運営）、シーズ・市民活動を支える制度をつくる会などの団体がこれらの情報をインターネットで紹介しています。

Q 28 今回の法改正（平成23年6月改正，平成24年4月1日施行）で，法人が作成すべき会計書類のうち，「収支計算書」が「活動計算書」に改められましたが，どのような違いがあるのですか。

従来の収支計算書は，資金収支をベースとした計算書類でしたが，活動計算書は損益ベースの計算書類で，株式会社などで使用されている会計基準に近くなります。また，減価償却などの正味財産の増減要因を示すことができるため，継続して活動を続けていくことができるかどうかを把握することができます。なお，当分の間，収支計算書での提出も認められます。

Q 29 今回の改正で，定款の変更について，認証を必要とする事項について改正されていますが，どのように変わったのですか。

定款の変更について，これまでは届出だけで足りる事項を具体的に定め，それ以外の事項は認証が必要でしたが，今回の改正で，認証が必要な事項が具体的に定められ，併せて，届出だけで足りる事項が拡大しました。なお，届出事項についても，定款変更した場合は社員総会の議事録の謄本と変更後の定款を添えて，届け出る必要があります。

※認証が必要な事項は，

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る。）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に係るものを除く。）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合には，その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る。）
- (10) 定款の変更に関する事項

の10項目です。

Q 30 今回の改正で，「役員名簿」と「年間役員名簿」がありますが，どのような違いがあるのですか。

「役員名簿」は最新の役員名簿を，「年間役員名簿」は年度途中で就任した役員，辞任した役員も全て記載した前年度の役員名簿を指します。

2 法人設立の相談等について

(1) 相談窓口について

県または5市では、法人設立認証申請の受付等について、県民の皆様の相談に応じています。相談のある方は、下記へ御連絡ください。

	相談窓口	連絡先
鹿児島県	共生・協働センター	〒892-0816 鹿児島市山下町14番50 かがしま県民交流センター1階 電 話：099-221-6613, F A X：099-221-6640 メール：p-kyodo@pref.kagoshima.lg.jp
鹿屋市	市民活動推進課	〒893-8501 鹿児島県鹿屋市共栄町20番1号 電 話：0994-31-1147, F A X：0994-40-3003 メール：shiminkatudou@e-kanoya.net
薩摩川内市	コミュニティ課	〒895-8650 鹿児島県薩摩川内市神田町3番22号 電 話：0996-23-5111, F A X：0996-20-5570 メール：community@city.satsumasendai.lg.jp
霧島市	共生協働推進課	〒899-4394 鹿児島県霧島市国分中央三丁目45番1号 電 話：0995-64-0988, F A X：0995-47-2522 メール：kyodo@city-kirishima.jp
始良市	地域政策課	〒899-5492 鹿児島県始良市宮島町25番地 電 話：0995-66-3111, F A X：0995-67-6811 メール：seisaku@city.aira.lg.jp
奄美市	市民協働推進課	〒894-8555 鹿児島県奄美市名瀬幸町25番8号 電 話：0997-52-1111, F A X：0995-52-1001 メール：kikaku@city.amami.lg.jp

鹿児島県のNPO関連ホームページアドレス

<http://www3.kagoshima-pac.jp/>

<http://www.pref.kagoshima.jp/kurashi-kankyo/kyodo/index.html>

(2) 様式等の提供について

各種申請・届出及び添付書類の様式等及びこの「特定非営利活動法人設立受付等の手引」は、インターネットでダウンロードすることができます。上記相談窓口のホームページ（NPO法関係）を御覧ください。

3 縦覧・閲覧等について

県または5市において、次のとおり申請書類の縦覧及び事業報告書等の閲覧・謄写ができます。

(1) 縦覧

認証の権限を持つ県または5市において申請書類を縦覧できます。

(2) 閲覧・謄写

5市では各市にのみ事務所を置く全ての法人、県では県内に事務所を置く全ての法人の事業報告書等が閲覧・謄写できます。

認証 閲覧・謄写・ 縦覧窓口		鹿 児 島 県	鹿 屋 市	薩 摩 川 内 市	霧 島 市	始 良 市	奄 美 市	場 所	備 考
鹿児島県	縦覧	○						①県政情報センター	8時30分～17時00分 (土日・祝日・年末年始を除く。)
	閲覧・ 謄写	○	○	○	○	○	○	②共生・協働センター かごしま県民交流センター 1階	9時00分～17時00分 (月曜日(休日の場合は翌日) *年末年始を除く。)
鹿屋市	縦覧		○					市民活動推進課 鹿屋市役所5階	8時30分～17時15分 (土日・祝日・年末年始を除く。)
	閲覧・ 謄写	△	○						
薩摩川内市	縦覧			○				コミュニティ課 薩摩川内市役所4階	8時30分～17時15分 (土日・祝日・年末年始を除く。)
	閲覧・ 謄写	△		○					
霧島市	縦覧				○			共生協働推進課 霧島市役所4階	8時30分～17時15分 (土日・祝日・年末年始を除く。)
	閲覧・ 謄写	△			○				
始良市	縦覧					○		地域政策課 始良市役所本館2階	8時30分～17時15分 (土日・祝日・年末年始を除く。)
	閲覧・ 謄写	△				○			
奄美市	縦覧						○	市民協働推進課	8時30分～17時15分 (土日・祝日・年末年始を除く。)
	閲覧・ 謄写	△					○		

※△は、市内に事務所を置く法人の分のみです。

4 登記, 国税, 県税の問い合わせ先

(1) 登記に関する問い合わせ先

庁名	所在地	電話番号	管轄地域
鹿児島 地方法務局	〒860-8518 鹿児島市鴨池新町1番2号	099-259-0680	県内全域

(2) 国税に関する問い合わせ先

【国税局・税務署】

国税局名	所在地	電話番号	管轄地域
熊本国税局	〒860-8603 熊本市二の丸1番2号 熊本合同庁舎1号館	096-354-6171	熊本県, 大分県, 宮崎県, 鹿児島県

税務署名	所在地	電話番号	管轄地域
鹿児島	〒890-8691 鹿児島市荒田1丁目24番4号	099-255-8111	鹿児島市 鹿児島郡
伊集院	〒899-2591 日置市伊集院町下谷口1532番地	099-273-2541	日置市, いちき串木野市
知覧	〒897-0393 南九州市知覧町郡6212番地	0993-83-2411	枕崎市, 南さつま市, 南九州市
指宿	〒891-0491 指宿市大牟礼5丁目9番1号	0993-22-2548	指宿市
出水	〒899-0298 出水市昭和町22番13号	0996-62-0200	阿久根市, 出水市 出水郡
川内	〒895-8601 薩摩川内市若葉町1番25号	0996-22-2830	薩摩川内市 薩摩郡
加治木	〒899-5291 始良市加治木町諏訪町13番地	0995-62-2161	霧島市, 伊佐市 始良市, 始良郡
鹿屋	〒893-8691 鹿屋市西原4丁目5番1号 鹿屋合同庁舎	0994-42-3127	鹿屋市, 垂水市 肝属郡
大隅	〒899-8102 曾於市大隅町岩川6491番地2 大隅合同庁舎	099-482-0007	曾於市, 志布志市 曾於郡
種子島	〒891-3194 西之表市西之表16314番地6 種子島合同庁舎	0997-22-0440	西之表市 熊毛郡
大島	〒894-8677 奄美市名瀬長浜町1番1号 名瀬地方合同庁舎	0997-52-4321	奄美市 大島郡

(3) 県税に関する問い合わせ先

【地域振興局・支庁】

局・支庁名	所在地	電話番号	管轄地域
鹿児島地域振興局 県税管理課・納税課 課税課	〒892-8520 鹿児島市小川町3-56	県税管理課:099-805-7211 納税課 :099-805-7241 課税課 :099-805-7221	鹿児島市, 日置市 いちき串木野市 鹿児島郡
南薩地域振興局 県税課	〒897-0031 南さつま市加世田東本町8-13	0993-53-1317	枕崎市, 指宿市 南さつま市 南九州市
北薩地域振興局 県税課	〒895-8501 薩摩川内市神田町1-22	0996-25-5205	阿久根市, 出水市 薩摩川内市 薩摩郡, 出水郡
始良・伊佐地域振興局 県税課	〒899-5212 始良郡加治木町諏訪町12	0995-63-8120	霧島市, 伊佐市 始良市, 始良郡
大隅地域振興局 県税課	〒893-0011 鹿屋市打馬二丁目16-6	0994-52-2097	鹿屋市, 垂水市 曾於市, 志布志市 曾於郡, 肝属郡
大隅地域振興局 曾於総務分室	〒899-8102 曾於市大隅町岩川5677	099-482-1138	(同上)
熊毛支庁 県税課	〒891-3192 西之表市西之表7590	0997-22-0006	西之表市 熊毛郡
大島支庁 県税課	〒894-8501 奄美市名瀬永田町17-3	0997-57-7229	奄美市 大島郡
県庁税務課	〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号	099-286-2111	—
(自動車税に関すること) 鹿児島地域振興局 自動車税課	〒891-0197 鹿児島市谷山港2丁目5番1号	099-261-5611	県内全域

5 お問い合わせ先

共生・協働センター

〒892-0816

鹿児島市山下町14-50

電話：099-221-6613

FAX：099-221-6640

メール：p-kyodo@pref.kagoshima.lg.jp

URL：<http://www3.kagoshima-pac.jp>